

三春町告示第69号

令和2年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年5月27日

三春町長 坂本 浩之

- 1 日 時 令和2年6月5日（金）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

令和2年6月5日三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第38号 消防小型ポンプ付積載車（固定配管仕様側板式全自動型）購入契約について

議案第39号 消防ポンプ自動車購入契約について

議案第40号 町長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第41号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 三春町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について

議案第52号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

議案第53号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第54号 令和2年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について

《議員提出議案》

発議第 5号 三春町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について

発議第 6号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第 7号 多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する意見書の提出について

令和2年6月5日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 橋本 和宜

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本 浩之
副町長	佐藤 知憲

総務課長	伊藤 朗	財務課長	菊田 誠子
住民課長	遠藤 信行	企画政策課長	宮本 久功
税務課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	永山 晋
建設課長	新野 恭朗	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
企業局長	村田 浩憲		

教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎 正夫
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年6月5日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議員提出議案の趣旨説明
- 第7 議案の質疑

- 第 8 議案の委員会付託
- 第 9 陳情事件の委員会付託
- 第 10 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

○議長 開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。三春町議会では省エネ対策として5月から10月までクールビズを実施しております。ノーネクタイでの本会議といたしますのでご理解をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクをつけての傍聴にご協力をお願いいたします。

なお、執行側や議員が演壇等で発言する際は十分な距離が確保されていることから、マスクを外して発言することを許可しておりますのでご理解をお願いします。

なお、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

ただいま出席している議員は16名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に対しており、会議は成立いたしました。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それではただいまから、令和2年6月三春町議会定例会を開会いたします。

ここで、5月31日に町内山田地内で地域の環境美化活動に参加されていた2名の方が、トラックにはねられ死亡する事故が、交通事故が発生いたしました。地域活動に献身的に参加し、活動されていた方々を失ったことは断腸の思いであります。

ここに、尊い人命を落とされた2名の方に対し、御冥福を祈り黙祷を行いたいと思います。

ご起立願います。黙祷。

黙祷止め。着席ください。

それでは、脱衣を許します。

○議長 お諮りします。本定例会の議事日程は、お手元に配布した令和2年6月三春町議会定例会議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって配布の議事日程のとおり決定いたしました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番橋本善次君、3番井上聡君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月10日までの6日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月10日までの6日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……………・・ 諸 般 の 報 告 ・……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配布してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配布してある「議場席次図」のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和元年度第12回、令和2年度第1回、第2回の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

……………・・ 議 案 の 提 出 ・……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第38号「消防小型ポンプ付積載車（固定配管仕様側板式全自動型）購入契約について」から、議員提出議案発議第7号「多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する意見書の提出について」までの20議案であります。

……………・・ 町長挨拶並びに提案理由の説明 ・……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 6月定例会が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、過日、河川清掃の地域活動に参加され、交通事故の犠牲となり、お亡くなりになられた橋本様、三瓶様のご両名に対し、心からご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しまして、三春町からいまだに感染者の発生が確認されていないことに対し、町民の皆様の様々な場面における感染防止対策へのご協力に感謝申し上げますとともに、町内の医療機関や介護・福祉施設など、感染リスクが高い状況のなか、町民生活を維持するために懸命にご尽力いただいている関係者の皆様に対し、重ねて感謝申し上げます。

今回の新型コロナウイルス感染症については終息が見通せないこともあり、引き続き、さまざまななかたちでのご協力をお願いしたいと考えているところであります。

このような状況のなか、5月27日に公表させていただいた「特別定額給付金交付に係る事務処理の誤り」について、あらためて、ご迷惑をおかけした町民の皆様に対し、お詫び申し上げます。

原因は事務処理の初歩的なミスであり、今後、特別定額給付金の事務に限らず、さまざまな行政事務において誤りが発生しないよう、事務処理体制の確認を徹底し、行政の信頼回復に努めて参ります。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応についてですが、国の緊急事態宣言が5月25日に全国的に解除され、これを受けて、福島県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が改定されました。

これらを踏まえ、三春町では、5月29日に「新型コロナウイルス感染症に係る町主催イベント中止等及び町有施設の休館に関する指針」を改正し、それに基づき、秋までのイベン

トや行事等の取扱いをあらためて整理しているところであり、まとめ次第、町民の皆様
に周知を図って参ります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様に対する支援について
ですが、国や県において様々な対応がなされており、町においても、事業者の皆様が事業を
継続できるよう、5月の臨時議会で可決いただいた支援策に加え、あらたな支援策にかかわ
る補正予算を本定例会に上程させていただいております。

先ほども述べましたが、今回の新型コロナウイルス感染症については、終息が見通せない
こともあり、今後の状況の変化に合わせ、さまざまなかたちで、迅速な対応に努めて参りた
いと考えております。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、消防ポンプ自動車購入など契約に係る議
案が2件、給与の特例に関する条例の制定に係る議案が1件、三春町税条例の一部を改正す
る条例の制定など、条例改正に係る議案が10件、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変
更に係る議案が1件、補正予算が3件で、計17議案であります。報告事項は、予算の繰越
しが3件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶
といたします。

…………… 議員提出議案の趣旨説明 ……………

○議長 日程第6により、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長

発議第5号「三春町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について」

提案の趣旨、新型コロナウイルス感染症拡大は、町民及び町内事業者に多大な影響を及ぼ
しています。議員報酬を削減し、その財源を町民の生活支援に役立てるため、本条例を制定
するものです。

令和2年6月5日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

発議第6号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」

提案の趣旨は、三春町議会において開催する全員協議会について、地方自治法第100条
第12項に規定する全員協議会として開催するようにするため、本規則の一部を改正するも
のであります。

令和2年6月5日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

発議第7号「多核種除去設備等処理水の水蒸気放出、海洋放出に反対する意見書の提出に
ついて」

意見書の内容ならびに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書の通り
であります。

令和2年6月5日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

以上提出するものです。

ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いたします。

……………・議案の質疑……………

- 議長 日程第7により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。
これは、議案第38号から発議第7号までの提案理由の説明に対する質疑であります。
- 議長 議案第38号「消防小型ポンプ付積載車（固定配管仕様側板式全自動型）購入契約について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第39号「消防ポンプ自動車購入契約について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第40号「町長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第41号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第42号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第43号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第44号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第45号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長 質疑なしと認めます。
議案第46号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第47号「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号「三春町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号「三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号「郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第52号「令和2年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第53号「令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第54号「令和2年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第5号「三春町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について」を議題とします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第6号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第7号「多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する意見書の提出
について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第38号から発議第7号までは、お手元にお配り
いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体審査及び全員協議会におい
て審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託並びに全体審査及び全員協議会による審査とすることに決
しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたしま
す。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第2号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な
就学支援を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情事件第3号「多核種除去設備等処理水の
管理保管を求める意見書の提出を求める陳情」の委員会付託につきましては、お手元に配付
いたしました、陳情事件文書表のとおり、付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… 報告事項 ……………

○議長 日程第10、報告事項について。

報告第1号「令和元年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」

報告第2号「令和元年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについ
て」

報告第3号「令和元年度三春町下水道事業等会計予算の繰越しについて」

町長より報告がありました。このことについては、お手元に配付しておきましたのでご了
承願います。

..... 散 会 宣 言

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これにて散会いたします。ご苦勞様でした。
(散会 午前10時22分)

令和2年6月6日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善 一 郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	佐 藤 知 憲

総 務 課 長	伊 藤 朗	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子	子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫
産 業 課 長	永 山 晋	建 設 課 長	新 野 恭 朗

教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年6月6日（土曜日） 午前10時00分開会

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆さんへ申し上げます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、6月定例会の一般質問については、土曜日、あるいは日曜日の開催といたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

省エネ対策として、5月から10月まで「クールビス」を実施いたしております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクをつけての傍聴にご協力をお願いいたします。

なお、質問者及び答弁者がそれぞれ演壇等で発言する際は、十分な距離が確保されていることからマスクを外して発言することを許可しておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いをいたします。

ただいま出席している議員は16名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、5名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いをいたします。

それでは、脱衣を許します。

……………開 会 宣 言……………

○議長 　ただいまから、本日の会議を開きます。

……………諸 般 の 報 告……………

○議長 　日程第1、「諸般の報告」をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配付してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配付してある「議場席次図」のとおりであります。

……………一 般 質 問……………

○議長 　日程第2により、「一般質問」を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 　3番井上聡君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○3番(井上聡君) 　今回の新型コロナ問題に伴う長い自粛要請がありました。これに伴って三春町民も大きな打撃を多くの方が受けました。

しかし、三春町の対応は非常に早く、支援の対策をしまして、町民の方からも早い、手厚いとの声がありました。それに関して、今日は質問をさせていただければと思います。

①、対策本部の立ち上げや特別定額給付金、これは、いわゆる1人10万円というやつですね。この支給は、なぜ早い対応が取れたのか、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

次に、2番、国のほうでは1人10万円と、それから中小企業への給付金、この2項目の対策を取りました。

一方、三春町のほうでは、さらにそれ以外にも三春町独自で6項目にも及ぶ支援策を打ち出しました。もし、さらに追加の給付金などがあれば、お伺いしたいと思います。

次に、3番、三春町が作成しました新型コロナウイルス対策の「かわら版」、これは漫画形式で、注意事項とかをつくったものですが、これを私が聞いた話では、県のほうからホームページに掲載したい旨、福島県知事から要望があって、県のホームページにも掲載されたと聞いています。その三春町がつくった「かわら版」、その作成までの経緯をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長 　質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 　おはようございます。第1の質問にお答えいたします。

まずは、対策本部の立ち上げについてであります。町の対応としては、平成25年3月に公布した「三春町新型インフルエンザ等対策本部条例」、同じく「対策行動計画」、同じく

「対策マニュアル」をもとに、1月31日に三春町新型コロナウイルス感染症警戒対応本部を設置いたしました。翌2月28日には対策本部に格上げし、感染症対策などに早急に対応できる体制を整えて参りました。

その後、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った令和2年4月7日に、法定の対策本部となったところでございます。

特別定額給付金につきましては、当初、5月20日を目途として申請書の発送を予定しておりましたが、他市町村の状況などを踏まえ、一日でも早く町民の皆様へ給付金が届くよう、5月12日に前倒しし、申請書を発送することができました。

申請書の受付や支払いなどの事務体制については、総務課、財務課、企画政策課、住民課によりそれぞれ業務分担を行いつつ、各課からの協力体制も構築し、速やかに給付ができるよう努めて参りました。給付金に対する問い合わせについても、丁寧な対応に心掛けて事務を進めて参りましたが、その一方で、対応が遅いとのこと意見をいただくことも少なくありませんでした。

そのようなご意見を踏まえ、速やかな給付に努めてきたところでありますが、このたび事務処理の初歩的なミスにより不適切な事案が発生してしまい、町民の皆様にはご迷惑をおかけしてしまったところであります。

改めておわび申し上げるとともに、今後は、このようなことがないように正確な事務処理を徹底して参ります。

2点目の三春町独自の追加事業についてであります。まず感染症の拡大防止を目的とした追加事業について、学校や公共施設等への感染症予防対策用品の配備や医療機関・介護・福祉事業所への支援金の給付、職員などの在宅勤務環境の整備を進めたいと考えております。

次に、町民の生活支援を目的とした追加事業であります。帰省を自粛している学生などに対する生活支援や高齢者などに対する買物代行サービス事業を進めたいと考えております。

さらに、地域経済活動の支援を目的とした追加事業であります。町内事業者を対象としたプレミアム商品券事業や宿泊事業者向けのクーポン券事業、交通事業者に対する支援金の給付事業などを進めたいと考えており、それぞれの関係予算については、本定例会に上程させていただきます。

3点目の「三春町新型コロナかわら版」についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎ、健康を守るためには、町民の皆様が日常生活の過ごし方や対策について具体的にイメージを持ち、行動していただくことが重要であることから、新型コロナウイルスの特徴や感染予防の注意点、受診の目安や健康づくりなどについて、分かりやすく表現することが必要と考え、漫画仕立ての「かわら版」を作成し、全世帯に周知したところです。

今後も町民の皆様へ分かりやすく、役立つ情報発信に努め、感染対策を図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

井上聡君。

○3番（井上聡君） ありがとうございます。今回は町のよかった面をこの場で取り上げさせていただきました。これは三春町の一番の問題といってもいい、三春で育った若者が三春に戻ってこない、これが多くの職員の方の悩みとしているところであります。他市町村と比べても、やはり三春はこんなところがいい、こういうところが具体的に、それがまず大人の方が分かっている、具体的にそれを若者にも伝えるというのは、これからの三春にとって大事だと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長 質問ありますか。

(ありませんの声あり)

○議長 席に戻って。

○3番(井上聡君) はい。

○議長 4番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(新田信二君) ただいま議長から許可がありましたので、さきに通告してあります2点につきまして質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度についてお伺いします。

町では緊急的に支援事業を行っていますが、現在までの支援に対する中間結果で2点についてお伺いします。

1つ目、町民の生活に対する支援事業。

2つ目に、地域の経済活動等の支援事業についてお伺いします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の町民の生活に対する支援事業の現状についてですが、まず国の事業として実施している特別定額給付金については、給付対象世帯数6,423世帯のうち、6月5日までの給付分として、6,055世帯、16億1,820万円を支給しており、給付率は約94%となっております。

同じく、国の事業の子育て世帯への臨時特別給付金については、対象世帯が1,161世帯となっており、6月10日に1,824万円の支給を予定しているところです。

次に、町の事業として実施している「ひとり親世帯への臨時特別給付金」については、対象世帯が124世帯となっており、6月2日に187万円の支給を実施しております。

また、休業などにより収入が減少し、雇用調整助成金の対象とならない非正規従業員に対する助成については3件の申請があり、15万円の交付を決定しているところであります。

2点目の地域の経済活動等の支援事業の現状についてですが、国の持続化給付金や県の休業補償協力金等の各種支援策の申請件数や支給実績などについては、国・県において相談窓口を設置し直接受付を行っており、現時点では、市町村別の実績は公表されておられません。

また、町の支援事業につきましては、中小事業者の事業継続と雇用維持などを目的として、事業資金融資に係る信用保証料や利子の補助、売上げが大きく減少した事業者への給付金の交付、雇用の維持を支援するための事業者への助成を実施しているところであります。

6月5日現在の受付状況については、信用保証料補助金が1件、20万円、中小事業者支援給付金が74件、740万円となっております。

町の事業については、広報誌やホームページなどにより制度の周知を図るとともに5月中旬から申請受付を開始したところでありますが、引き続き商工会や金融機関とも連携しながら事業の活用が図られるよう努めて参ります。

また、国や県の支援制度につきましても広報誌での周知などと併せ、事業者からの相談や問合せへの対応を今後も継続して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 今現在、事業者に対して持続給付金等を含めて対応していますが、

町、県、国と、今後さらなる経済不況も続くと思われま。特に、町として今後どのような支援を検討しているのか、また検討すべきかをお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

おただしにありましたように、業種、業態によって、今回のコロナの影響、様々でございます。お話にもありましたように、今後の経済動向により、経営的に厳しい状況に追い込まれる、そういった業種、業態が出現する可能性は否定できないところであります。

先ほど申し上げたように、追加の施策ということで、今回の6月議会のほうに上程させていただいている部分もございしますが、今後もそういった動向を見極めて情報収集に努め、必要な時期に必要な対応、そういったものを進めていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(新田信二君) 2つ目の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小中学校の臨時休業措置に対する問題と課題について。4月7日に政府の緊急事態宣言が発令され、その後、多くの地方自治体が自主的に臨時休業措置を取りました。4月10日時点では、小中学校の67%が休業になっています。三春町として県の教育委員会から要請を受けての臨時休業を決定したことと思います。そのことで、子供たち、児童クラブ、父兄の方々、教職員の方々等を含めたこれまでの問題点、課題点をお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 学校の休業による課題等についてのおただしではありますが、まず子供たちとその保護者の皆様にとっては、休業による「学習の遅れ」が最大の課題であると考えております。このために、法令で定める標準の授業時数を確保するために、夏休みを10日間、冬休みを2日間短縮し、子供たちの授業時間を保障する旨を保護者の皆様に通知したところであります。

今回の臨時休業では、小中学校の子供たちには自宅で生活する時間が長かったことにより、生活のリズムが乱れてしまう傾向が見られたこと、新型コロナウイルス感染症への不安があったことなどの課題が見られました。そのため、学校再開に当たり一人一人に応じた、きめ細かな支援に努めて参りました。

次に、児童クラブやまほらっこ教室におきましては、臨時休業開始に合わせて、長期休業期間同様、朝から夕方までの預かりの体制を整備し、保護者の就労の課題に対応して参りました。また、学校の介助員の一部を児童クラブに配置するなどの対応を進めて参りました。

さらに、教職員の課題といたしましては、臨時休業によるカリキュラムの大幅な変更を余儀なくされ、特に学校行事が相次いで延期せざるを得ない状況になるなど、対応に追われております。また、3密を避けるための環境づくりや校舎内の消毒作業、子供たちの体温チェックや入念な健康観察など、これまでに経験したことのない感染防止の課題に真摯に取り組んできたところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 学校再開に当たりまして、一人一人にいろんな支援に努めて参りました。その子供たちの支援の内容を、どういった支援をしてきたかを伺います。

また、児童クラブ、まほらっこ教室で、これで時間延長等を含めて、また教職員の臨時休業により、カリキュラムが大幅な変更を余儀されて、教職員さんの働き方改革等々、問題点がなかったかどうか、これからまたその辺どうなのか、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 まず最初の質問でございますが、児童生徒への具体的な支援の内容ということになろうかと思えます。

まず、休業中につきましては、それぞれの学校で定期的な電話連絡、さらには心配なお子さんについては、学校に呼んで、個別に話を聞くなど、一人一人の心配に寄り添うような各学校での支援が進められて参りました。

学校再開後につきましても、先ほどお話を申し上げたとおり、様々な状況で、子供たちにストレスを感じている部分がありますので、心のケアを進めることに努めて参りまして、一人一人のカウンセリングとか、家庭への相談とか、そのようなことに具体的に努めて参りました。

続きまして、児童クラブにつきましては、先ほどお話をしたとおり、時間の延長ということでありましたが、この間、児童クラブにつきましては、もし家庭で過ごすことができるお子さんについては、家庭でご家族とともにというようなお働きかけをさせていただきましたので、わんぱく、岩江、御木沢の児童クラブについては、全体的に42%ぐらいの出席率、さらには、まほらっこクラブについては、平均7.2%ぐらいの出席率だったというふうに伺っております。

さらに、教職員の業務負担の重みが増してきたことに関して、についての質問頂きましたが、働き方改革は、4月当初より、それぞれの学校で具体的に進めており、十分勤務時間の中でできる対応を子供たちのためにしっかりやっという学校のコンセンサスのもとに個別の支援を進めておりますので、この対応のために勤務時間が長時間になったり、特別に休業日の勤務が必要になったようなことは考えておりません。今後もカリキュラムを確実に運営するために、十分ゆとりを持った児童の支援に当たっていくように学校には働きかけしているところであります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 今、県では感染者が28日、約1か月間ありません。三春はゼロであります。こういう中、感染者が出ている都道府県につきましては、3密を避けるために、交代制で登校させたり、または体育館等を利用したり、そういった3密を避ける教育に取り組んでおります。今後三春町といいますか、県のほうで感染者が出たりした場合には、この登校に当たりどのような対応ができるのか、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 3密を避けるための学校での対応ということのご質問でございますが、三春町では分散登校というような形は取らずに、小規模の学校が多いということ、さらには、中学校は教科教室型の校舎づくりになっておりまして、非常に子供たちにとって十分密になる空間

を回避できる環境にありましたので、5月5日の延長の指示に従って、段階的な登校という形で、通常の学校開始までのプランを具体化してきたのですが、1週間に1回午前中登校をさせ、翌週には金曜日に授業日を設け、給食を提供する、そして翌週からは3日間登校というような形で、子供たちが密にならない環境を十分担保した上で、学校再開に臨んで参りましたので、そのノウハウは、第2波、第3波と懸念されている状況の中でも十分対応できるのではないかとこのように考えております。

各学校では、先ほど申し上げましたとおり、小まめな消毒作業、そしてさらには児童生徒の健康管理を進めておりますので、そういったものを十分機能させつつ、さらなる懸念に対応していく所存でありますし、そのような対応を現在も続けております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1番本田忠良君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(本田忠良君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しておきました2件について質問をいたします。

1点目、災害時における避難所、ほかについて。令和1年10月12日から13日未明にかけて、三春町を含む関東圏、茨城、福島を襲った台風19号は、いまだに私たちの記憶に鮮明に残っております。

三春町も過去に類のない甚大な被害を受けました。157名の方が避難所に退避されたと聞いております。先月13日には、台風1号が発生しました。今年も台風の季節が間もなくやってきます。そのような中において、次の質問をさせていただきます。

1点目、昨年10月の台風19号における復旧工事最新の進捗状況について。

2点目、災害時における避難所の緊急食料品、寒さ対策はどのようになっているか。

3点目、犬、猫などは現在、大切な家族の一員であります。一緒に避難所に入ることができないことに対して、町は今後どのように対処していく所存なのか、お伺いいたします。

4点目、新型コロナウイルスの第2波、第3波の感染が発生した場合、避難所の対応はどのように考えているか、お尋ねいたします。

5点目、防災倉庫には、現在どのような防災関連用具が準備されているのか、お尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えします。

1点目の昨年10月の台風19号災害の復旧工事につきましては、国の補助を受けて実施します大規模な災害のうち、町道の復旧工事は14か所あり、移川沿いの9か所を除く5か所は、発注済みとなっております。移川沿いの9か所につきましては、短い区間に集中していることから、複数箇所をまとめるなど発注方法を検討しており、6月以降準備が整ったところから順次発注して参ります。

次に、農地・農業施設災害は11地区あり、6地区発注済みとなっております。残り5地区につきましては、洪水期後や隣接する田んぼの刈り入れ後の施工となることから、その時期に合わせて発注をして参ります。そのほか、国の補助に該当しない規模の町道、農道及び

農業用水路の災害は、5月末現在393か所のうち343か所で工事が完了しております。残り50か所も業者に依頼済みであり、早期の復旧に努めて参ります。

2点目につきましては、災害時の避難所数は73か所で、緊急食料品は一括して貝山の防災倉庫に備えてあり、非常用保存水及び乳幼児のミルクをはじめ、調理せずに食べることができる非常食・保存食など、延べ約200人分を備蓄しております。また、避難所の寒さ対策につきましては、避難所となる各施設の暖房機器を使用させていただくとともに、毛布約600枚及び寝袋約90枚などを備蓄しております。

3点目の避難所における犬、猫などの対処につきましては、人が避難する部屋とは別の場所を設けてゲージなどに入れていただいた上で、一緒に避難できる体制などを今後、避難所となる各施設の状況を考慮しながら、施設の管理者と検討を図って参りたいと考えております。

4点目の避難所における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、避難所への受け入れ時の検温や手指消毒、マスク着用の徹底を行って参りたいと考えております。

また、カーテンやダンボールなどのパーテーションや屋内で使用できるテントも活用しながら、避難所における1世帯当たりのスペースを広く確保し、3密とならない対策を取って参りたいと考えております。

なお、今後、避難所となる地区集会所などを管理している区長やまちづくり協会長への説明を行った上で、発熱等がある場合の避難所手順も含めて、広報誌やチラシなどにより住民の皆様に周知を図って参りたいと考えております。

5点目の防災倉庫における防災関連用具につきましては、非常用食料品、寝具などをはじめ、杭や土留め鋼板、ブルーシート、土のう袋などの災害対応で必要となる用具を備蓄しております。災害等の状況に応じて、避難所への運搬、消防団や自主防災会組織など地域への供給を行って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○1番(本田忠良君) まず、1点目についてですが、一番大きな災害を受けたのは、多分私の記憶では2か所ぐらいかなというふうに思っております。その一つは、288号線の岩江地区の国道の半分えぐられたということでございますが、あそこに関しては、復旧が完全に終わって、町の迅速な対応を大変ありがたく思っております。

そして、2点目なんですが、2か所目ですか、青石の発電所の上の橋があるんですが、あそこがかなりひどかったのではないかなというふうに記憶しておりますが、あそこに関しては、完成の目途というのはいつごろになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

まず、国道288号、上舞木地内の復旧工事ですが、こちら国道、県管理になりますので、福島県のほうが対応されまして、まず県でも第一位の順番で取り組んでいただきまして、町民の生活に大きな影響があるということで、第一位に進めていただいたところです。

次に、青石発電所の周辺です。

先ほど町長からも答弁していただきましたとおり、移川沿い、大きな災害が9か所なっております。どうしても川の工事に関連してきますので、洪水期には大きな工事がなかなか進められませんので、洪水期の6、7、8月あたりに工事の発注を進めまして、洪水期が過ぎ

ました秋口から本格的な工事に入り、年度末に向けて工事を進めたいと思っておりますが、川の状況、天気の影響などを含めまして、状況が影響することが考えられますので、来年の洪水期前には確実に終わらせるようなことで進めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○1番(本田忠良君) 2点目の質問につきまして、ちょっと質問させていただきますが、貝山の防災倉庫に非常食・保存食、延べ約200人分、そして毛布約600枚及び寝袋が90枚の備蓄があるというふうに報告を受けましたけれども、昨年10月の台風時において、これら避難所に配った枚数が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 昨年の台風19号のときに8か所、町のほうで避難所を設けまして、避難していただきましたが、そのときの枚数については、今把握しておりませんので、申し訳ありません。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○1番(本田忠良君) 今どうしてこのような質問をしたかということなんですが、実は私の知り合いも避難所に避難された方がおられて、その後で私のところに参りまして、本田さん、とても寒くて、夜過ごせなかったというような話を私が聞きまして、本当に町は避難所に町の職員が時々行って、見ていたのか、もし見ていれば、多分毛布や寝袋などを配給したのではないかなというふうに感じたものですから、今質問したんですが、そういった町民の声があるということはどういうふうに町は感じているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 昨年避難所を開設した際に、職員2人張りつけておりましたので、寒かったということがあれば、職員のほうに申しつけていただければと思っておりますが、今後そのようなことがないように手厚く対応していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○1番(本田忠良君) 先日報道されたんですが、和歌山県的那智勝浦町においては、この災害時における避難所のときに、町にある旅館の空き部屋を借り上げて、そこに避難していただくということが町と旅館組合で協定を結んだという報道がなされました。町としては、1人5,000円の宿泊料を議会のほうに上程して、それを予算化するということまでしているということでございます。

もし、これが実現すれば、寒さや暑さや食料品などのそういった問題は全て解決するのではないかなというふうに思います。なぜなら旅館には、食料品は必ずあります。また、暖房も冷房も備え付けてありますので、町としてもこのようなことを今後考えていくべきかなというふうに思いますが、どのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 議員おただしの今後旅館等の活用、ご指摘のとおり、いろいろな方法があると思

いますので、町としても今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○1番(本田忠良君) 4点目の質問の中に、避難所における新型コロナウイルス感染症の対策ということでございますが、先日政府の内閣府のほうで、災害時における避難所のコロナウイルス対策に関して補助金を出すということが発表されましたけれども、町のほうにはそういう通達が現在来ているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 町のほうにも補助金については、来ております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○1番(本田忠良君) もし、来ているとすれば、その補助金がどのようなことに使っていくかということをお早急内閣府のほうに聞いていただければというふうに思います。というのは、先ほど質問した旅館の部屋の借り上げ等などに使えるかどうかということも、ぜひ内閣府のほうに聞いていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 今回の場合、避難所の資材等の購入に補助ということで、今回6月議会のほうに上程させていただいておりますが、段ボールの間仕切りセットとか、カーテンで、避難された方が密にならないような、そういったものに、購入のために補助金を充てさせてもらうことになっております。今おただしの旅館等については、早速月曜日に聞いてみたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○1番(本田忠良君) 続いて、第2の質問をさせていただきます。

明德、舞鶴大学について。三春町には60歳以上の高齢者による生涯学習の一環として、町の歴史、文化、健康増進や社会福祉などを学習するために2つの学級があります。その1つは、中央高齢者学級で、いわゆる明德大学であり、もう一つは、地域高齢者学級、いわゆる舞鶴大学であります。高齢者が寝たきりにならない、いつまでも健康でいられるため、この2つの学級は大変すばらしい学習場所ではないかなというふうに思っております。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1点目、現在、明德、舞鶴大学には何名の方が在籍しているのか。また、平均年齢及び最高齢者は何歳なのかと。

2点目、明德大学は2年で卒業、舞鶴大学には卒業はないとのことですが、その考えとすると何か、お尋ねします。

3点目、明德大学を卒業して、さらに向上心に燃え、舞鶴大学に入学したいが、入ることができない人がいると聞くが、どのような理由なのか。また、そのような町民に対し、今後どのように対処していくのか、町の考えをお聞かせください。

4点目、舞鶴大学に入学できない方が郡山市のあさかの学園大学に入学していると聞くが、町としてこの事態をどのように考え、また今後の対策をお聞かせください。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第2の質問にお答えいたします。

1点目ですが、現在、明德大学は、1年生が33名、2年生が30名の計63名、舞鶴大学は51名の方が在籍しております。

平均年齢は、明德大学の1年生が67歳、2年生が70歳、舞鶴大学は79歳となっております。最高年齢者は明德大学1年生が80歳、2年生が80歳、舞鶴大学が98歳となっております。

2点目についてであります。明德大学は、中央高齢者学級として教育委員会が開設したものであり、町全体から学生を募集しております。多くの町民の方に学習機会を提供するため、定員を各40名の2学年制を採用しております。

一方、舞鶴大学は、三春地区の高齢者学級であり、対象者が三春地区の方に限定されております。中妻地区を除く町内各地区に設置された高齢学級の一つであり、地区の方々が自主的に組織し運営しているものであり、教育委員会は運営の支援を行っております。

地区高齢者学級につきましては、生涯学習の理念である、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を目指し、希望される限り、いつでも在籍できる運営となっております。

3点目についてであります。現在、舞鶴大学以外の地区高齢者学級は定員に満たない状態ですが、舞鶴大学は定員を超過しているため、様々な事情で自主的に退学された方がいらっしゃった場合のみ、入学生を募集しております。そのため、希望しても入学できる方がおられない、入学できない方がおられる現状です。

教育委員会といたしましては、地区の皆さんと協議し、希望される方が入学し、生涯にわたって学習できる環境づくりを進めて参りたいと考えております。

4点目につきましては、舞鶴大学に入学できない方があさかの学園大学に入学されているとすれば、町内でも学習する機会を提供すべきであり、先ほど答弁させていただきましたように、地区の皆さんと協議させていただき、希望される方が入学できるようお願いして参りたいと考えております。

ただし、郡山市にあるあさかの学園大学は、「こおりやま広域圏」を構成する市町村が学生募集の対象となっておりますので、三春町の方も入学が可能です。

多様な生涯学習の機会を提供することは、単独の自治体だけでは困難ですので、希望する学習内容次第では、あさかの学園大学のような様々な選択肢があるということも町民の皆さんに情報としてお伝えしていきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、高齢者学級の学級生の皆さんの学びのニーズにお応えし、魅力ある学級づくりの運営をお手伝いさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○1番(本田忠良君) 舞鶴大学に98歳の方がいるということは、大変すばらしいことではないかなというふうに思います。ほかの方もこのくらいになるまで勉強の場を求めて、学習をしていただければ、多分に寝たきりにはならないのではないかなというふうに思うところでございます。

そこで、明德大学は、現在、定員不足ということでございますが、明德大学には、ある程度の規約があるということでございます。また、舞鶴大学には、ほとんど規約らしいものはないと、多分定員が50名ということぐらいしか決まっていけないかなというふうにお伺いしておりますけれども、やはり舞鶴大学にも多少の規約というものがあってもいいのかなと、そんなにきつい規約でなくて、ちょっと緩い規約のようなものがあってもいいのかなというふうに思いますが、その点をちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、もう一つ、今年の舞鶴大学の参加人数なんですが、50名に対して約5割から8割ぐらいだということでございまして、マックスで8割、すなわち40名の方が最高だということでございますので、あとは10名の方が余裕があったということでございますので、もし昨年度のように、舞鶴大学に入りたいという方があれば、あと五、六人余裕を持って、そういうときは入学してもいいというような規約をつくってもいいのかなと思えますが、その辺どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 規約についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、生涯学習の理念は、あらゆる場所で、あらゆる機会に学ぶことができるということをお大前提に進めていくことではありますが、学習をされる方が同じコンセンサスのもとに学びを進めるということは大切なことであろうかというふうに考えますので、関係者の方々とその点については、お話をさせていただきたいと思えます。

さらに、舞鶴大学51名の学級生というふうに向っておりますが、8割の出席率ということは、まだ学びの場に余裕があるということでもありますので、そのあたりにつきましても、できるだけ多くの方が、お気持ちのある方が学ぶ環境が整えられるように関係者の方とお話をさせていただきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 10番篠崎聡君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡君) ただいま議長より許しがりましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

私のほうも、新型コロナウイルス感染症に対する質問となりますので、ご容赦を願いたいと思えます。新型コロナウイルス感染症ですけれども、全国的に流行が起きまして、今年から学校の入学時期を考えてはいかがかなという声の一部がありました。

しかし、緊急事態宣言が解除されるとともに、そういった声も聞かれなくなり、当町では入学時期とか、そういったものについてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

1つ目の質問ですけれども、感染が拡大した地域を中心に、新年度の入学時期を教育格差及びグローバル的な問題から9月にすべきだという意見が一部にありました。

しかし、令和3年度の9月入学というのは、国は見送っています。

しかし、いずれまた論争になるであろう9月入学について、当町ではいかが考えているか、お答え願いたいと思えます。

2つ目の質問ですけれども、町では感染症拡大防止のために、幼稚園、小学校、中学校の休みを春休み、土日を含まずに17日間休校にしております。既に4月に入学をしている当町

では、授業時間の確保のために小中学校の夏休み、冬休みの短縮、また1日の授業時間の延長などが必要かと思いますが、どのように考えていますか。

3つ目の質問になりますけども、保育園や幼保園は登園自粛などを要請しておりますけども、小学校、中学校に関しましては、休校となりまして、保護者の負担は大きなものだったと思います。国の方針で、全面休校ではなくて、町独自で学級閉鎖や学校閉鎖などのレベルでよかったのではないかなと思いますけども、どうでしょう。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1の質問についてお答えさせていただきます。

1点目の9月入学制に関しましては、坂本町長が5月18日付、福島民友新聞に「時期尚早」と回答したところでありますが、この件につきましてはメリットもあり、様々な視点からの検討が必要なものと考えております。

現在の4月入学制が既に社会の中に定着したものであることから、まずは社会的なコンセンサスを得ることが必要だと考えます。加えて、導入の方法や学齢の考え方、法制や会計年度等、その影響は広範囲に及ぶものと思料されますので、極めて慎重に進めることが必要であると考えております。

急激な導入は、社会的コストが大きく、混乱を惹起させることもあることを考えますと、コロナ禍の終息後に検討すべきものであると考えております。

2点目についてであります。臨時休業による授業時数の不足に関しましては、4番議員の質問の際にご説明したとおり、現時点におきましては、長期休業期間を短縮することで授業時数の確保は可能であり、授業時間の延長につきましては考えておりません。

3点目についてお答えいたします。今般の学校休業措置は、政府の要請に端を発するものであり、児童生徒の安全確保を第一義とし、要請を受け入れ、対応したものであります。そもそも、今回の新型コロナウイルスの対応につきましては、様々な情報が飛び交う中、その影響を予見することは難しく、国における分析等を通じて、教育委員会としても対応してきたところであります。

そうした中でも、例えば、町内に感染者がいない状況を踏まえ、休業期間において登校日を設け、子供たちの生活の状況を確認し、給食を提供するなど、独自の対応をしたところでもあります。また、休業に当たりましては、保護者の負担軽減のために、休業と同時に、児童クラブ等におきましては、朝から開所をし、対応してきましたし、幼稚園を休業した際には、特別保育を実施したところであります。一斉休業の措置は、保護者の皆様の負担軽減を図りながら、子供たちの安全を第一に考えたやむを得ないものであったと考えております。

なお、今後、第2波、第3波が懸念されており、状況によりましては、一斉休業等の措置を講ずる場合もあると考えます。保護者の皆様の負担軽減も図りながら、対応して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡君。

○10番(篠崎聡君) 2つ目の質問なんですけども、5月の全員協議会のときに教育長は、4月から17日間、学校が休業しているというお話をされていましたが、4番議員の答弁で、夏休みと冬休み、合わせて12日間の休業、短縮の実施ということをおっしゃってありますが、5日間、その分足りない分はどうなっているのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

17日間の休業のうち、登校日を設けて対応したのが2日間でしたので、実質三春町の子供たちが休業をした日数は15日ということになっております。夏休みに10日間、冬休みに2日間授業日を設け、12日間であり、あと3日につきましては、この様々なコロナに対する対応の中で、様々な行事が中止になっております。

例えば、中学校の中体連の大会がなくなったり、あるいは町の大会で申し上げますと、小学校の水泳交歓会、そして小中学校の音楽祭といった行事も全て中止をせざるを得ないという状況になりました。各学校と綿密な打合せを持たせていただき、標準の授業時数をもう一回算定しましたところ、最低でも必要な日数が12日間という計算が成り立ちましたので、現在のところは、先ほどご説明申し上げたとおり、12日間の長期休業の授業日の設置、さらには学校行事等の中止によって3日間は授業ができる時間というふうに計算をいたしましたというところから、このような対応に至ったものであります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡君) それでは、第2の質問に移らさせていただきます。

1つ目の質問ですけれども、国の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が先月解除になりました。町の対策本部から対応本部への格下げ移行はどうなっているのでしょうか。

2つ目ですけれども、現在、福島県と三春町には、感染者はおりません。都道府県の県境を越えた移動がこれから可能になってきて、また第2波、第3波が県内で確認されたときの町独自の対応があったらお聞かせ願います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の「三春町新型コロナウイルス感染症警戒対応本部」設置等の経緯につきましては、3番議員にお答えしたとおりであります。

対策本部につきましては、「国の緊急事態解除宣言がなされたときは、任意で廃止する。」または「県の対策本部が廃止されたときは、速やかに廃止する。」こととしております。現在は、政府対策本部が設置されており、福島県対策本部も設置されていることから、町の対策本部も廃止の予定はございません。

今後の感染状況等を踏まえ検討することといたしますが、基本的には、県の対策本部が廃止されたときに町の対策本部も廃止したいと考えております。

したがって、警戒対応本部については、そのときの状況を見極めて、必要があれば、警戒対応本部というような、いわゆる格下げも選択肢であるということであります。

続いて、2点目の第2波、第3波が県内や町内で確認されたときの町独自の対策、対応がありますが、現在、新型コロナウイルス感染症については、「基本的感染症対策」や「3つの密」を避ける行動、「新しい生活様式」の定着など、町民の皆様をお願いをしているところであります。第2波、第3波が県内で確認されたときにつきましては、基本的にはこれまでと同様に、施設などの使用中止や感染予防策、風評被害の防止対策などを進めて参りたいと考えております。

さらに、町内において感染が確認された場合については、県の対策本部や県中保健福祉事務所との緊密な連携と指導に基づき、情報の収集と発信に努め、事態の収束に全力で取り組み、町民の皆様が冷静に行動が取れるように努めて参りたいと考えております。

また、秋冬のインフルエンザ流行期に向けて、発熱などの患者数も増えることが予測され、新型コロナウイルス感染症との判別も難しく、新たな感染拡大が懸念されております。町としては、田村医師会をはじめ、田村市、小野町及び地域の医療機関と協議連携し、発熱患者などの診療体制の構築を進めて参りたいと考えております。

町独自の対策につきましては、その時点での状況を踏まえて必要となる施策を検討し、実施して参りたいと考えております。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 12番橋本善一郎君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番(橋本善一郎君) ただいま議長より、通告いたしました質疑に対しまして許可が下りましたので、質問させていただきます。

第1点目ですが、農業共済収入保険助成について、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除され、経済活動が再開される中、いまだに世界的には終息の兆しが見えていません。自給率の少ない日本において、食糧危機は起こらないのか、危惧された方も多いと思います。世界経済封鎖の続く中、輸入に依存する日本において、食糧の自給がいかに重要かが改めて認識されたと思います。

しかし、農業の働き手は高齢化し、後継者は不足の問題を抱えています。気象災害、特に市場価格に左右されるなど、安定した経営が求められている中、規模の拡大、新規就農するなどのリスクを負うとき、国でも収入補償の共済制度活用を推進しています。県内の一部市町村においても、収入保険の共済掛金の一部を助成し、負担し、推進しています。

三春においても、この共済の一部助成措置を講ずる考えがあるか伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 平成31年1月より実施されております収入保険制度は、原則全ての農作物を対象に、自然災害や低価格だけでなく、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少を広く補填する制度で、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填する制度であります。

事業運営は農業共済組合が担っており、現在、町内では2名の方が加入しております。

町としては、農業共済組合と連携して加入促進を図るとともに、他市町村の一部助成措置などについても調査研究して参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許可します。

○12番(橋本善一郎君) 続きまして、第2番目の新型コロナウイルスの影響により収入の落ち込んだ農家に助成をお願いしたいと思い、質疑に立ちます。

新型コロナウイルス関連ですが、学校が休校するなど、生鮮野菜、飲食店休業の影響により、和牛の価格が下落し、町内農家の収入が大きく落ち込み、苦慮している方もいると思います。

新型コロナウイルスの影響により収入が大きく落ち込んだ農家に助成する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 2点目にお答えいたします。

三春町の主な作物は、水稻、ピーマン、キュウリなどの夏秋作物であるため、今後の状況推移より、出荷量にどの程度の影響が出てくるのか、現段階では未確定な部分がありますが、全国的に新型コロナウイルスの影響によって、旅館、ホテル、学校給食などへ野菜などを納入している農業者は出荷量が減少し、また同様の理由から畜産においても繁殖子牛の価格も下落傾向にあります。

コロナウイルスの影響については、折に触れて農家の方や関係諸団体から情報収集として聞き取りなどを適宜行っております。

なお、国の「持続化給付金」は中小企業だけでなく、農業法人、農業者も対象であることから、認定農業者などへ制度の周知を行っております。

町といたしましては、今後も引き続き状況の把握と既存支援策の周知などに努めて参りたいと考えております。

また、助成につきましては、単に減収に対する補填的な支援だけに着目するのではなく、農業者の生産意欲が高まり、併せて次期作以降も持続可能な農業支援の方法などについても検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○12番(橋本善一郎君) 第3の質問ですが、小中学生にタブレット端末配備の予算が計上されたわけなんですけれども、その経緯と今後タブレット端末をどのように活用するのか、お伺いします。

在宅勤務が推奨され、テレワークといった働き方改革が求められる中、第4次産業革命とさえ言われる今日、教育の現場においても、その変革に対応する必要性があると思います。今回、タブレット端末が小中学生に配備される予算が計上された経緯をお伺いいたします。

2点目に、新型コロナウイルスの第2波、第3波が想定される中、教育現場において、今後タブレット端末をどのように活用していくのか、お伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 初めに、教育用端末導入に至る経緯について、ご説明申し上げます。

国は昨年12月に、児童生徒1人1台の情報端末を整備することは「子供たち一人一人の学びを保障することに資する」というものであるとの認識のもとに、「GIGAスクール構想」という形で発表したところであります。

現在、多くの教育現場におけるネット環境では、通信速度が遅く、思うような学習効果が期待できないことから、GIGAスクール構想では、まず各学校のLAN環境の高速化のための補助メニューが設けられたところであります。

これを受け、三春町としても、今年3月議会において、当該ネットワーク構築事業の予算を計上させていただき、全額明許繰越事業として、今年度各学校において高速LAN環境の構築事業を進めております。

一方、GIGAスクール構想のもう一つの柱であるタブレットの整備に関する補助事業に関しましては、国からは当初、令和5年までに整備することが求められて参りましたが、今年度コロナ関連の経済対策事業の一環として、今年度限りの補助事業として通知されたところであります。

このため、町としても期限内の配備計画を前倒しで実施するかどうか、慎重に検討を重ね、今年度内での整備を行うこととし、急遽今回の補正予算要求となった次第であります。

なお、活用につきましては、学校の授業など様々な学習活動の中で利用することを想定したものであります。現在、このコロナ禍の中にあり、タブレットが配置されるのは、年度末になるのではないかと考えております。

おただしの第2波、第3波でのタブレットの活用は厳しい状況であると考えておりますが、今回のような学校休業といった不測の事態にタブレット等を活用して、子供たちの学びをどう保障していくのかということにつきましては、引き続き積極的に検討を加えて参りたいと考えております。

最後になりますが、今回の休業の経験は、教職員がこうした場合に臨んで、それぞれ工夫を凝らし、子供たちの学びのための施策を考え、そのノウハウを蓄積してきたところであります。タブレット等の配置が間に合わないとしても、これまでのノウハウの蓄積を生かし、鋭意対応して参りたいと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎君。

○12番(橋本善一郎君) 今般のコロナウイルスに関しては、対応が間に合わないというお話でしたが、町当局としては、何年計画でタブレットが家庭学習でも使えるような形に持っていくのか、その考えがあるのかないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまご説明申し上げましたGIGAスクール構想は、全国一斉に、一律的に行われるものであり、本町といたしましても、児童生徒数分1,189台、そして教室分として73台、おおむね1,250台の発注の予定でございます。それだけ全国各地からの発注ということになりますので、三春町としては、すぐにでも欲しいと思うところではありますが、なかなか準備が整わないということで、業者との打合せの中では7か月程度かかるのではないかとこのふうなお話を頂いております。

まずは、学校において、高速のLANのシステムの整備をし、そこで十分に子供たちが活用できる環境を整えた上で、例えば休業中とか、夏休みとか、冬休みに自宅に持ち帰って、自分なりの勉強ができるような形で考えておりますので、まずはハードの整備をし、そしてそれを活用について、学校でしっかり学ばせることによって、様々な情報機器を柔軟に使いこなせるような子供たちの育成に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

……………・散 会 宣 言 ・……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会といたします。ご苦労さまでした。

(午前11時30分)

令和2年6月10日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 橋本 和宜

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	佐藤 知憲

総務課長	伊藤 朗	財務課長	菊田 誠子
住民課長	遠藤 信行	企画政策課長	宮本 久功
税務課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	永山 晋
建設課長	新野 恭朗	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
企業局長	村田 浩憲		

教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎 正夫
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年6月10日（水曜日） 午後2時00分開会

- 第1 諸般の報告
- 第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議
- 第3 付託議案の委員長報告
- 第4 議案の審議

議案第38号 消防小型ポンプ付積載車（固定配管仕様側板式全自動型）購入契約について

議案第39号 消防ポンプ自動車購入契約について

- 議案第 4 0 号 町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 4 号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 8 号 三春町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 9 号 三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 0 号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 1 号 郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について
- 議案第 5 2 号 令和 2 年度三春町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 3 号 令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 4 号 令和 2 年度三春町病院事業会計補正予算（第 2 号）について

《議員提出議案》

- 発議第 5 号 三春町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について
- 発議第 6 号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 発議第 7 号 多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する意見書の提出について

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 0 0 分）

○議長 開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。三春町議会では省エネ対策として 5 月から 10 月までクールビズを実施しております。ノーネクタイでの本会議といたしますのでご理解をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクをつけての傍聴にご協力をお願いいたします。

なお、執行側や議員が登壇等で発言する際は十分な距離が確保されることから、マスクを外しての発言することを許可しておりますのでご理解をお願いします。

なお、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

ここで脱衣を許します。ただいま出席している議員は 16 名であります。したがって、地方自治法第 113 条に規定する定足数に達しており、会議は成立いたしました。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告をいたします。地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は配付してある届出の写しのとおりである。議場の席次については、配付してある議場席次図のとおりであります。

……………付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長 日程第2により付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。陳情第2号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書」について
文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた陳情事件についてその審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月8日第3委員会室において開催いたしました。

陳情第2号 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情者 福島市上浜町10の38 福島県教職員組合 中央執行委員長 国分俊樹

本陳情は次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項 東日本大震災によって、経済的に困窮している家庭の子供たちの就学並びに修学を保障するため令和3年度以降も全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うために国の関連機関に意見書を提出すること。

以上について教育課長の出席を求め慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第2号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書」についてを採決いたします。

○議長 お諮りいたします。本陳情はただいまの委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

○議長 陳情第3号「多核種除去設備等処理水の管理保管に関する陳情書」について
経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた陳情事件についてその審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月8日全員協議会室において、開会しました。

陳情第3号 多核種除去設備等処理水の管理保管に関する陳情書

陳情者 三春町桜ヶ丘4の2の15 モニタリングポストの継続配置を求める市民の会三春共同代表 伊藤美代子、大河原さき、二瓶朝夫

東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生したALPS処理除染水の処分方法について、多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会は、海洋放出がより実施しやすいとの提案をまとめ経済産業省が公表いたしました。放出となれば、さらなる福島県の風評被害の拡大と漁業関係者をはじめとし、あらゆる産業に影響を与えることは明白であることから、本陳情書はALPS処理除染水の陸上保管を求め、大気や海洋への放出の反対することを要望するものであります。

以上について慎重に審査いたしました結果、全員一致採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第3号「多核種除去設備等処理水の管理保管に関する陳情書」についてを採決いたします。

○議長 お諮りいたします。本陳情はただいまの委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

……………付託議案の委員長報告……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が、本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月5日に日程設定を行い、6月8日、9日及び10日の4日間、第1委員会室において、開会いたしました。

議案第38号 消防小型ポンプ付積載車（固定配管仕様側板式全自動型）購入契約について

議案第39号 消防ポンプ自動車購入契約について

議案第40号 町長の給与の特例に関する条例の制定について

以上3案について、総務課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

税務課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について

企画政策課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

財務課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所

管に係る事項について全員一致原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が、本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月5日に日程設定を行い、6月8日、9日及び10日の4日間、全員協議会室及び第4委員会室において開会いたしました。

議案第46号 三春町町道使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 三春町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

以上5案について建設課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

建設課長、産業課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について全員一致原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が、本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月5日に日程設定を行い、6月8日、9日及び10日の4日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第42号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第54号 令和2年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について

以上5案について、保健福祉課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

住民課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

教育課長、生涯学習課長、子育て支援課長、住民課長及び保健福祉課長等の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について全員一致原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、発議第5号から発議第7号までの3議案につきましては、委員会に付託せず全員協議会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第4により、議案の審議を行います。

議案第38号「消防小型ポンプ付積載車（固定配管仕様側板式全自動型）購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号「消防ポンプ自動車購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「町長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第41号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第42号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第43号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第44号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第45号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第46号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第47号「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第48号「三春町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第49号「三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第50号「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第51号「郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成にかかる連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第52号「令和2年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第53号「令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第54号「令和2年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

収益的収入支出及び資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第5号「三春町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第6号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第7号「多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する意見書の提出について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、文教厚生常任委員会委員長より発議第8号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」が、提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 発議第8号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発議第8号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和2年6月10日提出

提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和2年6月10日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査・調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査・調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査・調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、広報広聴特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査・調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査・調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、広報広聴特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査・調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 6月定例会で上程させていただきました全議案につきまして、可決いただき大変ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、第2波が憂慮されていることから、引き続き検査医療体制の充実や、産業経済あるいは生活支援対策についての確かつ迅速に取り組んで参りたいと思っております。

また、本年度から本格的に取り組むこととしておりました地域の活性化あるいは地域を支える人材の育成につきましても、熱意をもって進めて参りたいというふうに思っております。

入梅が近づいて参りました。暑くもなつて参りましたので、どうかご自愛くださいませ、活躍くださいますようお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これもって、令和2年6月三春町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時38分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月10日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐藤 弘

署 名 議 員 橋本 善次

署 名 議 員 井上 聡

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 38 号	消防小型ポンプ付積載車（固定配管仕様側板式全自動型）購入契約について	全 員	原案可決
議案第 39 号	消防ポンプ自動車購入契約について	全 員	原案可決
議案第 40 号	町長の給与の特例に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 41 号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 42 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 43 号	三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 44 号	三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 45 号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 46 号	三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 47 号	三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 48 号	三春町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 49 号	三春町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 50 号	三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 51 号	郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	全 員	原案可決
議案第 52 号	令和 2 年度三春町一般会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 53 号	令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 54 号	令和 2 年度三春町病院事業会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
発議第 5 号	三春町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について	全 員	原案可決
発議第 6 号	三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	全 員	原案可決
発議第 7 号	多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する意見書の提出について	全 員	原案可決
発議第 8 号 (追加議案)	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	全 員	原案可決